

マスクバンク&布マスク配布のご案内

『#木古内エール』

マスクバンクプロジェクトについて

医療施設や福祉施設等の従事者に対し、マスク不足の解消を図るため、各ご家庭等で不要となっているマスクを回収します。回収したマスクは、町内の医療施設等の従事者へ配布いたします。

ご自身の健康を第一に考えた上で、ご協力をお願いします。

■回収基準

衛生面・安全面を考慮し、**未开封**・

未使用の使い捨てマスク、布マスク

※手作りマスクは回収しません。

■回収方法

・左記回収ボックスでの回収

・郵送での回収（着払い不可）

郵送先 木古内町本町150番地1

健康管理センター

■回収ボックス設置箇所

・木古内町役場

・木古内町健康管理センター

・渡島保健所木古内支所

・コープさっぽろ木古内店

・ラルズマート木古内店

・木古内郵便局

・札苅郵便局

・泉沢郵便局

・釜谷簡易郵便局

布マスク配布事業について

感染症の予防やマスク不足による不安解消のため町民の皆さまに布マスクを配布しています。

・配布内容：町民一人あたり布マスク5枚配布（大人用または小学6年生以下用のいずれか）

・配布時期 5月下旬から6月上旬

・配布方法 世帯毎に順次郵送

※布マスクは洗ってくり返し使用できます。原材料は水着に近い素材です。



■お問い合わせ

健康管理センター（保健福祉課保健推進グループ）

☎01392-2-2122

新型コロナウイルス感染症経済支援対策

水道料金の基本料金を免除します

新型コロナウイルス感染症の経済支援対策の一環として町内全世帯の水道料金の減免を行います。詳細については下記をご覧ください。

- 減免内容 通常請求している、基本料金・メーター使用料を全額免除します。ただし、超過分料金については減免の対象外となります。下水道料金については減免の対象外となりますのでご注意ください。
- 対象者 全ての給水契約者が対象となります。
- 減免期間 令和2年5月使用分から令和2年7月使用分（6月徴収分から8月徴収分）までの期間、3か月間となります。
- 申請方法 申請の手続きは必要ありません。
減免後の料金については、水道・下水道使用水量のお知らせ（検針票）にてご確認下さい。

○お問い合わせ 木古内町役場建設水道課（上下水道グループ） ☎01392-2-3131